発注者 殿

○○用型の取り扱いに関する覚書

会社名

○○用型の取り扱いに関する覚書

〇〇製造業者（以下「甲」という。）とXX株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が甲に発注する○○品（以下単に「製品」という。）の製作に必要な型の取り扱いに関し、次のとおり、覚書を締結する。

第１条（型の貸与）

１．型の種別や数等（以下「型の種別等」という。）については、個別にこれを定めるものとし、この場合において、乙は、型の種別等を記載した書面を、甲に交付する。

２．甲は、型を受領したときは、受領書を乙に提出する。

３. 乙の依頼によって、甲のノウハウにより製作した型について、型を乙に返却する場合には、型の生産上の秘密が保持されるとの条件で行うものとし、乙が保管を求めるときは、製品の製作を完了した後、甲乙で取扱について別途協議するものとする。

第２条（使用及び管理）

１．甲は、製品の製作に必要な範囲において、型を使用することができる。

２．甲は、型を自己の財産に対するのと同一の注意をもって管理する。

３．型に対する所有権の表示は、必要に応じ乙が行うものとし、甲はこの表

示を毀損してはならない。

第３条（耐用年数、耐用回数、これを超過した型の処置）

１．甲及び乙は、甲が製品の製作に着手する以前において、型の耐用年数ま

たは耐用回数を協議の上定めるものとする。

２．甲は、前項の耐用年数、耐用回数を超過した場合、その旨を乙に通知し、その処置について、乙と協議するものとする。

３．甲は、前項の通知の後、１カ月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。

（１） 型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。

（２） 型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。

第４条（保 管）

１．甲は、型を保管する場合には、保管台帳を作成して、保管の状況を明ら

かにしておかなければならない。

２．前条第１項の耐用年数または耐用回数が超過した後、同条第２項の協議により、甲は型の保管を継続する。

３．甲が型を保管する場合は原則有償とし、保管費用・保管期間・注意義務の程度・廃棄については甲乙別途協議して定める。

第５条（損耗及び滅失）

１．第３条第１項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

２．前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。

３．乙が甲に対し、火災保険料等相当額を支払ったときは、甲は、火災等による型の損害を補填するために、火災保険等契約を締結しなければならない。また、地震保険契約についても同様な手続きとする。

第６条（修理及び改造）

甲は、製品の製作のために、型を修理または改造する必要がある場合は、乙に対し、当該修理または改造に要する費用、期間等を明示して、乙の許可を得なければならない。この場合において、修理または改造に要する費用は、乙の負担とする。

第７条（製作完了後における型の処置）

１．一つの型について、最終発注日からXX年間、乙から甲に当該型を使

用する注文がない場合、当該型を使用する製品の製作は完了し、当該型は遊休化したものとする。

２．製品の製作が完了した場合、甲はその旨を乙に通知し、遊休化した当該型の処置について、乙と協議する。

３．甲は、前項の通知の後、１カ月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。

（１）型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。

（２）型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。

４．第１項の規定により型が遊休化した後、第２項の協議により、甲は型の

保管を継続する。

５．協議に基づき甲が当該型を保管中に、再度当該型を使用する注文があった場合は、型の保管に関する取り扱いと製品の製作単価について、再度甲乙協議するものとする。

第８条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約によりまたはこれらに関連して知り得た甲並びに乙の技術、その他業務上の秘密を漏洩しまたは自己若しくは第三者のために利用し、若しくは利用し得る状態においてはならない。本契約の解除後または期間満了後も同様とする。

第９条（有効期間）

本覚書の有効期間は、覚書締結の日から２年間とする。ただし、期間満了の日の三カ月前迄に、甲または乙から、書面による契約終了の申出がないときは、本覚書は、引続き同一条件をもって延長されるものとする。

第１０条（別途協議）

本覚書に、定めのない事項または契約条項の解釈に疑義を生じた事項については、当事者は、信義誠実を旨として、別途協議して解決を図るものとする。

（附 則）

本覚書締結以前の型の取り扱いについては、本覚書を適用するものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書を作成し、当事者記名捺印またはそれに代わる電磁的記録を施したうえ、それぞれ保管する。

YYYY年MM月DD日

甲：

《会社本社住所》  
《会社名》

《捺印者肩書》

《氏名》　　㊞

乙：

《相手先会社本社住所》  
《会社名》

《捺印者肩書》

《氏名》　　㊞

協議覚書

年 月 日

この協議覚書は、○○用型の取り扱いに関する覚書に準じて作成するものである。

１．図番

２．品名

３．材質

①鋼材（ ）、②木材、③樹脂、④その他（ ）

４．大きさ

〇〇 ｍ× ｍ× ｍ= ㎥

〇〇 ｍ× ｍ× ｍ= ㎥

〇〇 ｍ× ｍ× ｍ= ㎥

（合わせて）

５．個数

合計 ㎥

① 個 〇〇 個 ６．所有権

発注者

７．耐用年数、耐用回数

①耐用年数 年 カ月

②耐用回数 回(ショット)

８．保管

①耐用年数、耐用回数までの保管費用 １）使用面積または使用空間 円／㎡・㎥ ／月

②耐用年数、耐用回数をすぎた保管費用 １）使用面積または使用空間 円／㎡・㎥／月

③保管期間は耐用年数、耐用回数いずれか先に達成したまでとする

④注意義務の程度 屋内、屋外、シート掛け、その他（ ）

発注者名： 製作業者名：